

高知県消防広域化に関する実務協議会規約

(令和8年4月1日規約第1号)

第1章 設置に関する基本的事項

(名称)

第1条 この協議会は、高知県消防広域化に関する実務協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の設置)

第2条 高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梶原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町（以下「関係市町村」という。）、高吾北広域町村事務組合、高幡消防組合、仁淀消防組合、幡多中央消防組合、幡多西部消防組合、嶺北広域行政事務組合、中芸広域連合（以下「関係一部事務組合等」という。）及び高知県における、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第31条に規定する消防の広域化について協議を行うため、協議会を設置する。

(協議会の構成団体)

第3条 協議会の構成団体は、関係市町村、関係一部事務組合等及び高知県とする。

(協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

(1) 高知県消防広域化基本計画を基礎とした高知県消防広域化実施計画（法第34条の規定に基づく広域消防運営計画。以下「実施計画」という。）案の作成に関する事項

なお、以下の事項を前提条件にして検討・協議を行う。

①令和15年度末までに消防指令システムを全県共同で再整備し、令和16年度から運用を開始すること。

②それまで（令和16年4月まで）の間に、県内15消防本部を1本部に統合することを目指して、段階的な統合の可能性も含めて、検討・協議を進めること。

この場合、段階的な統合の形態として、例えば方面消防本部単位などでの地域単位での段階的移行及び人材確保の先行共同実施などの事務事業単位での段階的移行の双方を検討し、これらの方式による場合には、各段階における参加市町村名及び目標年度等を実施計画案において明記すること。

③消防指令システムの再整備事業や前項に掲げる先行的共同事業の実施を含め、消防広域化の実現に向けた共同事業の実施主体として令和10年4月を目途に「高知県消防広域連合(仮称)」を設置すること。

(2) 消防広域化に係る調査研究に関する事項

(3) その他消防広域化に関し必要な事項

第2章 組織

第1節 協議会

(協議会の組織)

第5条 協議会は、委員41人をもって組織する。

- 2 委員は、別表1に定める委員をもって充てる。
- 3 協議会に会長1名を置き、委員の互選により選出する。
- 4 協議会には、協議会の協議事項に関し、必要な助言又は協力を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(協議会の会長等の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員が会長の職務を代理する。

(協議会の会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、実施計画案に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第8条 会議は、会長がこれを招集する。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 委員は、会議に出席することができないときは、代理者を出席させることができる。
- 4 会長は、特に緊急を要するため会議に付議すべき事案の内容を記載した書面を委員に回付し、その賛否を問うことにより、会議の開催に代えることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 会議の協議事項その他の会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第2節 専門部会等

(専門部会の組織)

第10条 効率的かつ円滑に協議を進めるため、次の名称の欄に定める専門部会を設置するものとし、その所掌事務はそれぞれの協議事項等の欄に定める事項及びその他関連する事項に関する協議等とする。

名称	協議事項等
総務部会	(1) 協議会全体の運営の総括に関する事。 (2) 実施計画案全体の取りまとめ、広域化に必要な法規整備に関する事。 (3) 広域連合の組織、人事及び給与制度に関する事。 (4) 先行的共同事業に関する事。
財務部会	(1) 広域連合の財務、施設及び装備に関する事。 (2) 広域連合の分賦金の負担の基準に関する事。
消防業務部会	(1) 消防業務（消火、救急、救助及び予防）に関する事。 (2) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事。
通信・システム部会	(1) 消防指令システムの共同化及び消防救急デジタル無線の整備に関する事（これに伴う消防指令センターの整備に関する事を含む。） (2) 人事及び給与、財務会計等のシステムの整備方針及び業務のデジタル化の推進に関する事。

- 2 専門部会は、別表2に定める者をもって組織する。
- 3 専門部会には、協議事項に関し、必要な助言又は協力を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(方面別部会の組織)

第11条 方面消防本部など地域単位において効率的かつ円滑に協議を進めるため、次の方面の欄に定める方面別部会を設置するものとし、その所掌事務はそれぞれの担当する区域（市町村）における協議事項等の欄に定める事項及びその他関連する事項とする。

方面	担当する区域（市町村）	協議事項等
安芸	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村	専門部会等における協議事項のうち、左記担当する区域における運営及び消防本部の統合の検討に関する事。
中央東	南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村	
中央	高知市	
中央西	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村	
高幡	須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町	
幡多	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町	

- 2 方面別部会は、別表3に定める者をもって組織する。
- 3 方面別部会には、協議事項に関し、必要な助言又は協力を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(専門部会及び方面別部会の役員及び運営)

第12条 専門部会及び方面別部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、専門部会員及び方面別部会員の互選により選出する。
- 3 第6条、第8条及び第9条の規定は、専門部会及び方面別部会の運営に準用する。この場合において、第6条の規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「協議会」とあるのは専門部会においては「専門部会」、方面別部会においては「方面別部会」と、第8条の規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第9条の規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「協

議会」とあるのは専門部会においては「専門部会」、方面別部会においては「方面別部会」と読み替えるものとする。

- 4 部会長は、専門部会間及び方面別部会間における調整等のため、必要があると認めるときは、合同会議を開くことができる。
- 5 その他専門部会及び方面別部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

第3節 ワーキンググループ

(ワーキンググループの組織)

第13条 専門部会及び方面別部会での協議に当たり実務的な検討を行うため、必要に応じて、ワーキンググループを設置できるものとする。

- 2 ワーキンググループは、関係市町村の担当課長等及び消防本部担当課長等をもって組織する。

第4節 協議会等事務局

(事務局)

第14条 協議会、専門部会、方面別部会及びワーキンググループ（以下「協議会等」という。）の事務を処理するため、協議会等に事務局を置く。

- 2 協議会等の事務局は、構成団体の職員のうちから、会長が定める職員によって構成する。
- 3 事務局に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(事務局の所掌事務)

第15条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会等の運営管理及び構成団体間の連絡調整に関すること。
- (2) 協議会等の事務に係る資料の作成に関すること。
- (3) 協議会等の会議に関すること。
- (4) 協議会等の庶務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項。

(事務局の設置場所)

第16条 事務局は、高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号高知県庁内に置く。

(経費)

第17条 協議会に要する経費は、県が負担する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条第 1 項関係)

委員	備考
井田 知也	有識者 (近畿大学経済学部 国際経済学科長・教授)
小林 恭一	有識者 (危険物保安技術協会 技術顧問)
永田 尚三	有識者 (関西大学社会安全学部 教授)
関係市町村の長	34 名
高知県消防長会会長	
高知県消防長会副会長	2 名
高知県知事	

別表 2 (第 10 条第 2 項関係)

専門部会	構成員
総務部会	関係市町村の副市町村長 34 名
	方面消防本部となる消防本部の消防長 6 名
	高知県危機管理部長
財務部会	関係市町村の副市町村長 34 名
	方面消防本部となる消防本部の消防長 6 名
	高知県危機管理部長
消防業務部会	方面消防本部となる消防本部の所在する市の副市長 6 名
	消防本部の消防長 15 名
	高知県危機管理部長
通信・システム部会	方面消防本部となる消防本部の所在する市の副市長 6 名
	消防本部の消防長 15 名
	高知県危機管理部長

別表 3 (第 11 条第 2 項関係)

方面	備考
安芸	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村及び芸西村の副市町村長
	室戸市消防本部、安芸市消防本部及び中芸広域連合消防本部の消防長
	高知県危機管理部副部長
中央東	南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町及び大川村の副市町村長
	南国市消防本部、香南市消防本部、香美市消防本部及び嶺北広域行政事務組合消防本部の消防長
	高知県危機管理部副部長
中央	高知市の副市長
	高知市消防局長
	高知県危機管理部副部長
中央西	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町及び日高村の副市町村長

方面	備考
	土佐市消防本部、高吾北広域町村事務組合消防本部及び仁淀消防組合消防本部の消防長 高知県危機管理部副部長
高幡	須崎市、中土佐町、梶原町、津野町及び四万十町の副市町村長 高幡消防組合消防本部の消防長 高知県危機管理部副部長
幡多	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村及び黒潮町の副市町村長 土佐清水市消防本部、幡多中央消防組合消防本部及び幡多西部消防組合消防本部の消防長 高知県危機管理部副部長